

地域包括支援センターの機能

前回から地域支援事業を構成する3事業についてお知らせしていますが、今回は2つ目の事業である包括的支援事業について説明します。

高 齢者が住み慣れた地域で活動的に、自立した生活を継続していくためには、できるかぎり要介護状態にならないように介護予防への取り組みが必要

であることはこれまでもお知らせしましたが、その取り組みのひとつで、デイサービスや訪問指導など対象者に直接サービスを提供する事業とは異なり、情報提供や相談、関係機関の後方支援など高齢者や地域住民の生活を支援する業務が「包括的支援事業」です。

地域包括支援センター

包括的支援事業は、地域高齢者をはじめ地域住民の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助及び支援を包括的に進めるもので、これらは地域包括支援センターが担い、配置される専門職員らによって地域包括ケアを支える中核機関として位置づけられます。

▼ 地域包括支援センターの4つの機能

機能①

介護予防マネジメント事業

新予防給付と介護予防事業の一体的なマネジメント

機能②

総合相談・支援事業

住民の各種の受付・支援

機能③

権利擁護事業

高齢者に対する虐待防止及び早期発見のための事業、権利擁護のための事業

機能④

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーとのネットワークづくり、長期的な支援

↓お問い合わせ
すこやか健康センター内
地域包括支援センター係
☎ 62・6021

地域包括支援センターが担う具体的な役割りは主に、介護予防事業の一体的なマネジメント、住民の各種相談の受付及び支援、高齢者に対する虐待防止・早期発見のための事業並びに権利擁護のための事業、そして包括的かつ継続的なケアマネジメントの支援として、ケアマネジャーへの指導や支援を行うネットワークの形成があります。

これらが効率的に機能し、介護予防の核となるのです。

